

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 個人市民税関係

(1) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長

肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を令和9年度まで3年延長する。(特例措置の内容に変更なし。)

[付則第9条]

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例の延長

- ・ 開発許可を受けて住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡についての特例を、都市計画区域全域から都市計画区域の用途地域内において行われる開発行為に係るものに限定した上で、令和8年度まで3年間延長する。

(参考) 【土地等の譲渡所得に係る税率】

譲渡所得金額	優良住宅地等への譲渡に係る税率	一般の長期譲渡所得に係る税率
譲渡所得金額のうち2,000万円以下の部分	2.4%	3.0%
譲渡所得金額のうち2,000万円を超える部分	3.0%	

[付則第11条の2]

2. 固定資産税関係

(1) 先端設備等導入計画で中小企業が実施する設備投資に係る課税標準の特例の見直し

- ・ 労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして市の認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された次の要件に適合する機械装置等に係る固定資産税(償却資産)について、課税標準を最初の3年間2分の1とする。(条例(わがまち特例)で割合を規定していたものについて地方税法に規定されることとなるもの)

○特例の要件

年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる1台又は1基の取得価格が次に定める額以上であること。

- ① 機械・装置 160万円
- ② 測量工具及び検査工具 30万円
- ③ 器具・備品 30万円
- ④ 建物付属設備(家屋と一体となって効用を果たすものを除く。) 60万円

- ・ 先端設備等導入計画申請日の属する事業年度と翌事業年度を比較して、雇用者の給与等支給額が1.5%以上増加することを導入計画に位置付け、市の認定を受けた場合は、課税標準を次の特例割合とする。

適用時期(取得した日)	適用期間	特例割合
令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	5年間	課税標準を3分の1
令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	4年間	課税標準を3分の1

[付則第15条の3]

(2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設

- ・マンションの管理に関する計画が、市のマンション管理適正化推進計画に基づき認定され、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する大規模修繕工事を行った当該マンションの家屋に係る固定資産税（1戸当たり100㎡相当分まで）について、減額割合を参酌基準と同じ3分の1とする。

※法で定める基準：3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下

[付則第15条の3]

3. 軽自動車税関係

(1) 種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し

- ・現行の電気自動車・天然ガス自動車のグリーン化特例を3年延長する。
- ・営業用乗用車において、現行のグリーン化特例を2030年度燃費基準の90%達成車については3年、70%達成車については2年延長し、延長後の適用期限の到来をもって廃止する。

区 分	軽減率	営業用乗用車	営業用貨物車 自家用乗用車 自家用貨物車
電気自動車・天然ガス自動車	75%	3年延長	3年延長
2030年度燃費基準 90%達成車	50%	3年延長※	適用無し
2030年度燃費基準 70%達成車	25%	2年延長※	適用無し

※延長後の適用期限をもって廃止

[付則第29条]